

平成25年度答申における建議事項に対する対応状況

- 1、市町村国保の財政状況は非常に厳しい状況にあり、保険者の裁量で運営を健全化できる範囲を超えており、制度の維持・存続に向けて、抜本的な改革に取り組むよう、国・県等へ強く要望すること。

(対応状況)

全国市長会を通じて国保の財政基盤の強化等を国に強く要望するなど、さまざまな機会を捉えて国・県への要望活動を続けてきました。

その結果、社会保障制度改革のプログラム法に財政支援の拡充、被保険者の負担の軽減措置、保険者の都道府県化など国保の強化策が盛り込まれましたので、今後の国保安定化に向けて大きく前進したものと考えています。

- 2、鳥取市国民健康保険費特別会計の安定運営のための予備費の確保及び現在枯渇状況にある国民健康保険運営準備基金の積み立てに努めること。

(対応状況)

平成24年度、国民健康保険運営準備基金に559,257千円の基金を積み立てしました。

また、予備費については、26年度予算よりこの基金からの繰入金を財源に活用して増額したいと考えております。

- 3、市民の健康の維持・向上及び生活の安定を確保するため、安定した国民健康保険事業の運営と国保財政の健全化に向けて、以下に掲げる事業について、積極的に取り組むこと。

- (1) 国民健康保険が依然として危機的な状況であるという認識を市民が共有するため、広報活動を進めること。

(対応状況)

国保制度の広報につきましては、毎年、納付通知書送付の際に、制度を理解していただくためのチラシやパンフレットを同封するとともに、納期の到達月等の情報を市報、ホームページ等、さまざまな媒体を通じてお知らせしています。

(2) 収納率のより一層の向上を図るため、徴収体制の強化、強制徴収の実施などに引き続き努力し、被保険者に不公平感が生じないように努めるとともに、口座振替納付の利用率向上につながる対策を検討すること。

(対応状況)

平成24年度に市税と国保料の徴収体制を一元化した徴収課を新設して徴収努力を継続して行っておりますが、25年度も3年連続となる収納率向上を達成する見込みです。

また、口座振替の利用率向上を図るため、保険料の納付を原則口座振替に改め、キャッシュカードで簡単に受付ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を導入し、1月よりサービスを開始しております。

今後も新規加入者に対して窓口で口座振替手続きの勧奨を行い利用率の向上に努めてまいります。

(3) ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及・促進に引き続き努め、医療費の適正化を総合的に推進していくこと。

(対応状況)

平成23年8月より、毎月、データ抽出した被保険者に対して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担軽減額の通知（差額通知）を行っており、開始からの累計の効果額は141,294千円となっております。

また、鳥取県薬剤師会東部支部の協力をいただき、ジェネリック医薬品について地域に出向いて説明する出前説明会を開催しているほか、糖尿病予防キャンペーンなどのイベント時にジェネリック医薬品の希望カードを配布するなど普及・促進に努めております。

(4) 被保険者の健診データ、レセプトデータなどを活用し、重症化予防、適正受診など保健事業の推進を図ること。

(対応状況)

平成24年度から保険年金課に専任の保健師を配置し、自覚症状が無いことなどを理由に自己判断で生活習慣病の治療を中断した者に対する訪問指導を実施し、重症化予防を図っています。

さらに平成25年度は、管理栄養士を1名増員して、検診データを活用した糖尿病予備群に対する家庭訪問指導も開始しました。

今後も引き続き医療費適正化に重点的に取り組んでいくために、さらに体制を強化していきたいと考えているところです。

(5) 特定健康診査・特定保健指導について、十分な周知を図り、受診率・実施率の向上に努め、医療費の適正化及び市民の健康の保持・増進に努めること。

(対応状況)

平成24年度に、5歳毎の節目年齢に対する無料クーポン券事業に取り組み、この度確定した実績値では、受診率が26.1%で、2.3ポイント向上しました。

平成25年度は、検診の対象年齢となった初年度に検診への意識を高めてもらうため、無料クーポンの配布対象に40歳到達者を加え、さらなる向上に努めているところです。

また、特定健診未受診者に対して、新たにコールセンターを活用した受診勧奨を実施し、休日健診の申し込みなどにつながるなど、成果が上がっています。

平成26年度に向けては、受けやすい体制を整備するため、特定健診受診料金の無料化について、予算計上しています。

特定保健指導においては、訪問や夜間の利用など、対象者のニーズに合わせた体制を整備することで、24年度の実績値で、26.1%で、4.4ポイント向上しました。

1) 特定健康診査の目標値および実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標値	33.0%	41.0%	49.0%	57.0%	65.0%
実績	22.0%	23.5%	23.4%	23.8%	26.1%

2) 特定保健指導の目標値および実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標値	15.0%	23.0%	31.0%	39.0%	45.0%
実績	17.6%	18.0%	19.9%	22.3%	26.7%

(6) 保険料算出方法における、資産割のあり方について引き続き検討すること。

(対応状況)

国保の保険者が平成30年度に都道府県に移行し、賦課基準が一元化されることが想定されておりますので、鳥取県内の全市町村で採用されている4方式を変更するかどうかは、今後の県の対応方針を見極めながら検討するべきであると考えています。

国保料(税)の算定における資産割を含む4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)は、国が国民健康保険法施行令で例示している賦課方式の1つで、全国で約7割、県内では全市町村が採用しています。

政令の目安では、資産割は保険料の10%ですが、本市では、評価額が周辺の市町村より高いことなどを考慮し、保険料総額に占める資産割の賦課割合を医療給付費保険料で5.3%程度に抑えて賦課しております。仮にこの資産割額を廃止するとすれば、その額(2億3千万円)を所得割額に上乗せする必要があるため、所得が増えていないにもかかわらず、保険料が著しく増加する世帯が多数生じることになり、直ちに廃止することは難しいものと考えております。